

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨城県つくば市

### 2 構造改革特別区域の名称

つくば市福祉有償運送セダン型車両特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

つくば市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) つくば市の状況

つくば市は、茨城県南西部に位置し、県庁所在地の水戸市から南西約50km、首都東京から北東約50km、新東京国際空港（千葉県成田市）から北西約40kmの距離に位置している。また、南北に30.4km、東西に14.9kmと南北に長い形状をしており、面積は284.07平方キロメートルで、これは県内で4番目の広さになっている。

北には水郷筑波国定公園に指定されている関東の名峰筑波山がそびえ、東には我が国第2の湖霞ヶ浦が広がっている。

また、首都圏の過密緩和等を図るため建設された筑波研究学園都市により市内には、数多くの研究機関が立地するとともに、現在、平成17年8月に開通したつくばエクスプレスやこれに伴う沿線開発および首都圏中央自動車道の建設など、新たな都市基盤の整備が進められている。

平成17年4月1日現在における住民基本台帳の人口は、188,391人で、世帯数は72,038世帯、一世帯あたりの人員数は約2.61人である。本市は、都市化の進展が著しい県南地域にあり、昭和45年以降、飛躍的な人口の伸びを示してきた。

今後、本市の人口は、安定した増加が見込まれている。つくば市第3次総合計画では、平成22年に217,000人、計画期間が終了する平成27年には240,000人と予想されている。

本市の高齢化の状況は、平成17年4月1日現在における65歳以上の人口が27,217人で高齢化率14.4%となっており、茨城県の平均と比べると低くなっているが、地域により格差があることが大きな特徴である。

地域ごとの高齢化率を見ると、都心部の桜地区では8.5 %なのに対して、市北部に位置する筑波地区では25.8%、旧来からの住宅地や農村地区は高齢化率が高く、特に市南部の荃崎地区では17.2%と高齢化率が高く、今後も増加するものと予想され、平成24年には30.3%（市全体では17.3%）になると推計されている。

身体障害者手帳所持者は3,898人、療育手帳所持者は654人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は302人（いずれも平成17年3月末現在）となっている。

## （２）移動制約者の状況

### 介護保険の要支援・要介護者

平成17年4月1日現在、65歳以上人口27,217人に対して、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人は3,783人、割合は13.9%である。

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
65歳以上	180	1,201	725	642	591	444	3,783
40～64歳	6	37	31	22	29	25	150
計	186	1,238	756	664	620	469	3,933

うち施設入所者数 人

要支援・要介護認定者のうち、要介護3～5の認定を受けている1,753人（うち在宅886人）の大部分は、外出時に福祉車両による移送が必要な移動制約者であると推測される。また、要支援、要介護1及び要介護2の2,180人については、ほとんどの人が福祉車両を必要とする状況ではないが、公共交通機関を利用して外出することが難しい移動制約者と推定される。

### ひとり暮らし高齢者

市内における援護を必要とするひとり暮らし高齢者は平成17年4月1日現在1,287人で、同日現在65歳以上の高齢者数27,217人に占める割合は4.7%となっている。核家族化の進行、高齢者人口の増加に伴い今後も増え続けることが予想される。ひとり暮らし高齢者がただちに移動制約者になるわけではないが、家族による送迎が期待しにくいことから、地域における外出支援が必要となる可能性が高いと考えられる。

### 身体障害者

平成17年4月1日現在、身体障害者手帳の交付者数は、3,898人になっており、

公共交通機関の利用が難しいと思われる視覚障害者及び肢体不自由障害者は、それぞれ319人、2,236人の計2,555人となっている。

肢体不自由障害者の1・2級の者1,235人については、移動の際に福祉車両が必要であると思われるが、3級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者については、障害が重複していない場合は、福祉車両を利用する必要はないと思われる。ただし、これらの人たちが公共交通機関を利用する場合は、単独での利用は困難であり、ガイドヘルパー等を利用する必要がある。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	82	50	23	18	31	25	229
聴覚・平衡機能障害	3	125	58	40	1	92	319
音声・言語・そしゃく機能	15	7	19	6	0	0	47
肢体不自由	668	567	337	393	192	79	2,236
内部機能障害	703	21	164	179	0	0	1,067
計	1,471	770	601	636	224	196	3,898

#### 知的障害者・精神障害者

平成17年4月1日現在、療育手帳の交付者数は654人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は302人である。肢体不自由との重複障害がない知的障害者・精神障害者については、福祉車両による移送は必要でないが、障害者の行動圏の拡大を図り社会参加を促進するため、セダン型等に利用拡大した福祉有償移送サービスによる外出支援を行う必要がある。

	最重度	重度	中度	軽度	計
18歳以上	47	59	74	42	222
18歳未満	101	130	145	56	432
計	148人	189人	219人	98人	654人

#### (3) 公共交通機関の状況

市内には、国道125号・354号・408号のほか、南部に常磐自動車道が走っており、谷田部・桜土浦の2つのインターチェンジがある。また、21世紀初頭の開通を目指して、都心から40～60km圏を環状に結ぶ首都圏中央連絡自動車道の建設が進められている。

鉄道はつくばエクスプレスの4つの駅（つくば、研究学園、万博記念公園、

みどりの)があり、JR常磐線の駅(土浦、荒川沖、ひたち野うしく、牛久)も近接している。

市の中心地区には、つくばセンター交通広場が設置され、路線バス、高速バス、市内循環の福祉巡回バス「のりのりバス」、「つくつくバス」などの拠点となっている。

市内の移動手段は、8月に開通したつくばエクスプレスの他、路線バス・福祉巡回バス・タクシー・自家用車・自転車等による移動となっている。

#### 路線バスの状況

路線バスは、つくばエクスプレス各駅及びJR常磐線各駅を基点に関東鉄道バスが22系統44路線を運行しているが、幹線道路沿いに限られ、運行本数も少なく、市の北部、南部地域においてはバス停までの距離も遠い。また、ノンストップバスの普及率も高くない。このようなことから、移動制約者にとっては利用が困難であり、市内の日常生活移動については、自家用車による移動が中心となっている。

#### タクシーの状況

つくば市内におけるタクシー会社は18社である。うち1社がリフト付きタクシーを保有している。

市で実施している福祉タクシー助成事業(ひとりぐらし高齢者や身体障害者手帳を所持する1級から4級の方、療育手帳AからBの方で、自動車税の減免を受けていない方に、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部を助成する。)は、近隣のタクシー事業者の協力を得て実施しているところであるが、事業の協力事業者は50社あり、うち1社が福祉車両を所有している。

また、茨城県内におけるタクシー事業者は、県内を5ブロックに分け地域ごとに登録されており、当市は県南ブロックに属しているが、県南ブロックにおける法人タクシーは74事業者あり計1,080両が登録されている。内8社が福祉車両を計10両所有している。又、患者輸送等福祉限定タクシーは13社あり、19両が登録されている。(福祉限定タクシーはヘルパーが同乗する場合はセダンでも営業可能のため福祉車両のみではない。)

#### (4)市の外出支援施策

##### 福祉巡回バス

平成12年度から、高齢者や障害者等の車を持たない移動制約者の公共施設等へのアクセスを支援するために、市がタクシー協同組合に運行委託をして、福祉巡回バス「のりのりバス(通称)」を運行している。市内13コースを運行

し、バス停留所1,198ヶ所設置し、高齢者や障害者等、車を持たない交通弱者（移動制約者）の公共施設等へのアクセスを支援している。

バス停留所などの増設やバリアフリー化には一定の財源が必要になり、車椅子などの補装具を利用する障害者にとって利用できる体制は十分とはいえない状況にある。コースや時間、曜日が合わない等希望する時に利用出来ないなど、必ずしも移動制約者のニーズに十分対応している状況とはいえない。

なお、福祉巡回バスは平成18年3月31日で廃止され、4月1日からコミュニティ・バスに引き継がれる予定である。

	（平成15年度）	（平成16年度）
福祉巡回バス運行実績 ・年間利用人数	363,703 人	343,630人

#### コミュニティ・バス

つくばエクスプレスの開業に伴う二次交通の充実を図るため福祉巡回バス及び「つくつくバス」を廃止し、平成18年4月1日から次の3種類（15ルート）の「コミュニティバス」の運行を予定している。

- 1 北部シャトルバス：つくばセンターから、大穂庁舎、筑波庁舎、筑波山口を結ぶシャトルバス
- 2 地域循環バス：現行の福祉巡回バスのルートを基本としてつくばエクスプレスの駅及び北部シャトルの停留所に接続する地域循環バス（13ルート）
- 3 センター地区循環バス：公共公益施設や商業施設の集積されたつくばセンター地区を循環するバス

#### 福祉タクシー券の交付

障害者やひとり暮らしの高齢者が、医療機関などへ行くためのタクシー料金の初乗り料金を年間24回分を限度に助成している。助成券は、市に協力申し出をしている会社のタクシーを利用したときに使用できる。

障害者については、身体障害者手帳を所持する1級から4級までの方、療育手帳AからBまでの方で、自動車税の減免を受けていない方に、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部を助成する。助成内容は、タクシー初乗り料金660円が無料になるタクシー利用券を年間24回分交付している。

ただし、人工血液透析者は年間48回分を交付している。

平成14年度	24枚綴り	4,558件 316件	決算額3,003,030円
平成15年度	24枚綴	4,684件 365件	決算額3,086,390円
平成16年度	24枚綴り	4,641件 402件	決算額3,098,580円 決算額3,098,580円

上段 障害者

下段 高齢者

#### (5) つくば市福祉移送サービス事業

つくば市社会福祉協議会に事業委託して、高齢者、障害者(児)・傷病その他の事情により、移動困難な方の社会参加を促す目的のため、車いす搭乗車両を利用した移送サービスを行っている。平成16年度の利用件数は192件であった。利用料金は最初の1時間を800円、その後、1時間を超えた場合は、30分ごと400円を加算する。

#### (6) 介護保険サービス

介護保険の居宅介護サービスのひとつであり、要介護認定を受けた被保険者に対して、通院等のためのタクシー等への乗車又は降車時の介護を行う「通院等乗降介助」の事業者は、つくば市に1事業者があるが、利用者は少ない現状にある。

#### (7) 障害者支援費サービス

障害者支援費制度においても移動制約者に対するサービスが設けられている。

##### 「通院等乗降介助」

支援費サービスにおいても、平成16年10月から介護保険と同様の「通院等乗降介助」サービスが開始されたが、平成16年度の利用実績はない。

##### 「移動介護」

屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者(児)・全身性障害者(児)又は知的障害者(児)に対して行う、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)の際の移動の介護が中心である居宅介護

利用人数：全身性障害者約16人、視覚障害者約14人、知的障害者2人、障害児4人(平成16年度実績)

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市における移送サービスの潜在的利用希望者数は多くあり、それらニーズに対応したサービス提供の実態は十分とはいえない。人工透析患者や知的障害者、座位が保てる要介護高齢者等福祉車両を必要としない移動制約者の移動ニーズに対しては、台数が極めて少ない福祉車両だけで対応することは困難である。

このようなことから、移動制約者の移動の確保については、従来の公共交通機関等の事業活動以外に、市社会福祉協議会やNPO法人等の福祉有償運送サービスにおける使用車両の範囲を、福祉車両のみならずセダン型等の一般車両の使用に拡充することにより、既存の社会福祉法人やNPO法人等の市民団体の活力を引き出し、日常生活を営む上で困難を抱えるすべての市民が地域社会の一員として安心して暮らすことのできる社会の構築と、民間の自主活動による地域福祉の充実を推進することができる。

サービスを提供する福祉有償運送団体にとっても、福祉車両に比べて導入・維持の費用が抑えられるため、セダン型への使用車両拡大により、サービス全体の拡充が期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本市は、世界的な科学技術中枢拠点都市を目指す筑波研究学園都市と豊かな自然環境の調和する田園都市として着実な発展を遂げてきた。

また、平成4年10月に「福祉都市宣言」を行ってから、地域社会で支える福祉のまちづくりを目指して、年々多様化する福祉ニーズに対応する地域福祉体制の充実を図ってきた。

市の第三次総合計画では、多様な市民ニーズに対し、市民が主体となって担えるように、市民やNPO、ボランティア等の活動、組織間の連携等を支援するとともに、市民との協働によるまちづくりを推進することによって、魅力的な地域社会の構築を図ることを掲げている。市民にきめ細かな福祉サービスを提供していくためには、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、ボランティア団体、地域住民、行政等が連携し、一層充実した活動を展開させていくことが求められてる。

地域福祉推進の目的は、福祉サービスを必要とする住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすることであり、ノーマライゼーションの社会の実現を図ることにある。

このためには、市民、社会福祉事業の経営者、NPO法人等、地域にかかわるすべての人が一体となり、共に助け合い、支え合う地域づくりが重要となっ

ている。

福祉有償運送における使用車両をセダン型車両まで拡大することは、移動制約者が健常者と同じように、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすることであり、ノーマライゼーション社会の実現を図る環境を整備するための一助となる。

今後の施策の展開としては、養護学校を卒業した18歳以上の知的障害者で中度以上の者が654人おり、このうち、入所更生施設等を利用している知的障害者は120人、残りの534人が在宅であり、うち、279人が市内5カ所にある障害者センターのディサービス事業を利用している。その他の255人は在宅で居宅介護を受けており、これらの人の外出支援として、福祉有償運送が有効に利用できるようになる。

また、身体・知的障害者（児）の家族の介護者に依存している状況、家族の介護者が障害者等の送迎のために多大な時間を費やしている点を改善し、家族の介護疲れを癒し、介護者の自由な時間を作れるようにし、そして、障害者の1人1人の自立を促し、障害のある方が地域で安全で安心して生活できるようにする。

## **7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果**

NPO法人等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくなり要介護状態の悪化防止や、従来、病院の通院やディサービスの利用程度しか外出できなかった高齢者等が外出しやすくなり、余暇活動や地域活動への参加も可能となり、移動制約者の社会参加促進が図られる。

また、移動制約者の移動活性化に伴い、地域内で輸送サービス全体の底上げがなされ、買い物等による消費の拡大や、介護者の就労機会の確保が図られ、地域社会及び地域経済に大きな波及効果をもたらし、地域雇用の拡大が図られるものと考えられる。

## **8 特定事業の名称**

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## **9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事**



## 業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 福祉タクシー助成事業

障害者やひとり暮らしの高齢者が、医療機関などへ行くためのタクシー料金の初乗り料金を年間24回分を限度に助成。助成券は、市に協力申し出をしている会社のタクシーを利用したときに使用できる。

- ・実施主体 つくば市
- ・対象者 障害者、ひとり暮らしの高齢者
- ・利用回数 年間24回分交付。  
ただし、人工血液透析者は年間48回分を交付。
- ・助成額 タクシー初乗り料金660円

### (2) コミュニティバス運行事業

つくばエクスプレスの開業に伴う二次交通の充実を図るため福祉巡回バス及び「つくつくバス」を廃止し、平成18年4月1日から3種類(15ルート)の「コミュニティバス」の運行を予定している。

- ・実施主体 つくば市
- ・対象者 全市民
- ・運行コース 3路線(15ルート)
- ・運行日 毎日
- ・料金 200円

### (3) 障害者支援費支給制度に基づく移動介護事業

平成15年4月から開始された、身体障害者、知的障害者、障害児に対する利用者本位の福祉サービスの居宅介護事業において、介護保険制度には無い「移動介護」制度があり、この制度は、全身性障害者、視覚障害者、知的障害者、障害児の外出支援を目的としているものである。

- ・対象者 身体障害者手帳所持者  
知的障害のある者
- ・内容 通勤、通学を除き、外出が必要なときに移動介護ができるホームヘルパーを派遣する。
- ・料金 利用者及び扶養義務者の所得状況により個々に算定。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

1206(1216)

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施するつくば市福祉有償運送等運営協議会において認められた社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業主体

つくば市内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地がつくば市

#### (3) 事業により実現される行為

要介護認定者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する行為。

### 5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度からの規制緩和を受け、一定の条件を付して許可されることとなったNPO等による福祉有償運送は、車イス対応や寝台車両などの福祉車両を用いるボランティア輸送に限定している。人工透析患者や知的障害者、座位を保てる高齢者等に対しては、福祉車両を用いる必要がなく、一般車両を用いてサービスを提供することが適しているため、福祉有償運送の運行車両を拡大しようとするものである。

#### (1) つくば市福祉有償運送等運営協議会の設置

つくば市における社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、つくば市が主宰者となり、つくば市福祉有償運送等運営協議会を設置する。同運営協議会に関する事務は、つくば市保健福祉部高齢福

社課において処理する。

#### 運営協議会の委員構成

次に掲げる者の内から市長が委嘱または任命する。

- 1) 学識経験者
- 2) 関東運輸局茨城運輸支局長の指名する職員
- 3) バス、タクシー事業者等交通機関及び運転者を代表する者
- 4) 福祉有償運送実施団体の代表する者
- 5) 福祉有償運送の利用者を代表する者
- 6) ボランティア団体を代表する者
- 7) つくば市長が指名する職員

#### 運営協議会の開催

第1回運営協議会は、平成18年1月6日に開催。

- ・協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- ・会議は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。
- ・会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- ・会長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (2) 運送主体

つくば市で活動する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

#### 運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護人とする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・その他知的障害者、精神障害者等であって独立した移動が困難なため、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

#### 対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し適切に管理する。

### (3) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両ならびにセダン型等の一般車両とする。

## 使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、または、運転者等から提供される家用自動車で以下の条件を満たす車両。

- ・ 運送主体と家用自動車を提供し当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

## 車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・ 氏名、名称または記号
- ・ 「有償運送車両」または「80 条許可車両」の文字
- ・ 文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。

## 自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号および初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備または装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

## (4) 運転者

### 自動車免許の種別および講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力および経験を有していると認められたものとする。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止処分を受けていない者。
- ・ 茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者。
- ・ 移送サービスマニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識または経験を有する者。

#### 運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴およびその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

#### （5）損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

#### （6）運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とする。

#### （7）管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、明確に整備されていること。

#### （8）法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。